

龍公假館「小津」。小津魚津也云々。此時二越之交界。設關門於神濟河内。今境關是也云。然公富山養老。從臣名辨中境口番長谷川宗左既職之。則此時應修舊關而再設堅固關門。と見る、慶長己酉は十四年なり。されば此の關門を再興し、關守を置きて通行方を嚴重に定められしは、利長卿富山養老中の事にて、過誓の出し方も其の頃より追々定められしと聞ゆ。然れば金澤手判問屋といふものも、慶長年中より出来せしにや。境關門上梁文にも、國初以來。設關監。使關官吏卒守之也。入者雖亡論。出者非得有司之節券。徴之於關法不許。若犯之則有下獄等之律而嚴然。因有弓銃諸兵仗。設不虞之備矣云々。と記載して、舊藩中は甚だ嚴格なる關門なりといへども、維新廢藩の際關門を廢し、往來を自由にせしゆゑ、其の際金澤手判問屋共も悉く免ぜられたり。

○鑰屋九郎助舊邸

石浦町東側小路の角家なり。元祖九郎助は、舊藩祖大納言利家卿當國入部以來、鑰の用向を勤め、國初以來の舊家にて、數代連綿し、子孫は鑰屋九郎次と稱し、狂言師をも兼

勤し、明治廢藩の際まで職を勤むといへども、武器の變遷に依つて職業を廢し、遂に家屋をも賣却して此の地を退去せり。

利長卿眞筆の親簡寫

やりや九州へこし候て、よきゑをとりてこし候よし。こしらへ候やり十本くれ候。心ざししうちやくのよし可申候。やりをも上可申候。又もちやりのゑ候はゞ、四、五十ほんほど上々のゑをこしらへ候て上候と。

七月七日

ひ

右は二代大藏へ賜りたりと。大藏は元祖九郎助の男にて、初名を重藏と呼べりとぞ。

○紙屋九右衛門舊邸

紙屋は、石浦町草創以來の舊家にて、其の舊邸は石浦町西側の右衛門橋へ往く小路の角邊より、今ある酒店の邸地へかけ遺跡也といへり。

○紙屋九右衛門傳話

舊傳に云ふ。紙屋九右衛門は、金澤城下酒造家の鼻祖にて、

そのかみ名高き酒店なり。此の家に傳來する古器物あり。柄の付きたる古き小枿なり。昔寛永錢いまだ通用なき頃は、店賣の酒代に、切金とて銀の打延ばしたる板金をば細かに切り、或は白米を持來りけるを請けたる古器なりとて、世々傳藏すといひ傳へたり。按ずるに、藤田安勝筆記に、加越能三州に、寛永の新錢を通用せしは、承應三年以來なり。其の以前は、白金(銀)を細かに切置きたると、白米をば小枿にて計り、賣物を買整へ、日用を達すとあり。此の實話と符合せり。慶長九年利長卿の酒代定書に。

定

一、新酒之事九月より十二月まで、上之酒京判登升に付而米貳米登升五合宛たるべき事。

一、古酒は三月より八月まで、上之酒京判登升に付而米貳升宛たるべき事。

右自今以後之商賣可爲此分。若此上酒惡數様子有之ば、酒屋共可爲曲言旨被仰出者也。

慶長九年八月朔日

又金澤家柄町人平野屋半助方に傳來せし寛永三年の酒通帳

に、正月十日三分五厘諸白登升。同十三日三ふん同登升。

同十九日九ふん諸白三升。など、記載せり。是も此の頃の酒直段にて、三分・九分などあるもの、所謂切金なるべし。三壺記に、元和の頃、犀川口鬼川の縁に女歌舞伎の座あり。

上下男女の嫌ひなく、札錢灰吹のこまがね三分づゝとあるにても知られけり。扱此の紙屋九右衛門が子孫、寛政の頃まで連綿して酒造店なりしかど、後零落して遂に家商賣を譲り、此の地を退去し、其の子孫十間町橋屋といふ菓子店の手代と成り居たるよし、老人の話残り。其の家屋は割家となしたれど、其の後々も酒造家連綿して、今に存在せり。

○加賀之菊酒

菊酒は、むかしより金澤の名産にて、小瀬甫庵が撰びたる太閤記卷十六に、豊太閤秀吉公醒醐の花見を催し給ふ條に、御供にあらぬ諸侯・大夫并京・堺の歴々より、折作物珍物盡其具、名酒には、加賀の菊酒・麻地酒・其外天野・平野・奈良の僧坊酒云々とありて、天下の名酒の第一番に、加賀の菊酒と載せたり。さればそのかみ能き酒を醸し、天下に